各位

2025 年 6 月

横浜信用金庫

電子交換所における手形・小切手の交換廃止に向けた対応について

平素は、横浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび当金庫では、電子交換所における手形・小切手の交換廃止に向けた対応として、下記の取り組みを実施してまいります。

本対応は、2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において 2026 年度末までの約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化が盛り込まれたことを踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として実施するものです。

ご迷惑をおかけいたしますが、今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．取組内容とスケジュール

実施年月	内　容
2025 年 10 月	・当座預金払戻請求書を制定いたします。※1 小切手を使用せずに、当座預金から払い戻しが可能となります。
2025 年 12 月末	・手形・小切手帳の発行受付を終了いたします。（為替手形、銀行小切手を含む）※2 2027 年 3 月末に電子交換所における交換決済は終了となりますので、代替えサービスへの切り替えをお願いいたします。 なお、手形・小切手帳の買戻し（返金）は行いません。
2027 年 3 月末	電子交換所における手形・小切手の交換決済終了。※3

※1：当金庫本支店にて発行いたします。ご利用方法は、ご契約者さまの現金払戻、他口座への振替および税公金支払い等に使用できます。なお、口座開設店舗以外ではご利用いただけません。
※2：今後の利用枚数等をご確認いただき、発行受付終了までにご準備ください。
※3：手形・小切手の電子交換決済が終了となります。

２．主な代替サービスのご案内

手形・小切手の各種決済機能の代替手段につきましては、以下のサービスがございますので、お客さまにおかれましては、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

代替手段	内容	アクセス
《よこしん》 電子記録債権サービス （でんさい）	紙の手形に代わり、「電子記録債権」を作成・記録し、支払期日に資金決済ができます。 また、収入印紙や郵送費用の削減が可能です。	
《よこしん》 ビジネスダイレクト （インターネットバンキング）	小切手に代わる決済手段として、パソコン操作により、窓口来店不要で資金移動（振込）などのお取引が可能です。	

詳しい内容につきましては、お取引店までお問い合わせください。

以上

このまちの未来をともにつくる

横浜信用金庫